

災害にあわれた方へ

板橋区危機管理部
令和7年4月1日現在

次のような税金や保険料等の減免及び融資等の制度がありますので、ご利用ください。
なお、8(4)以外は、り災証明書の提示が必要です。

1 税金の減免等

(1) 特別区民税・都民税の減免

- ①被害の程度により、減免制度の適用対象になりますので、ご相談ください。
納期限到来前かつ未納付の税額が対象です。所得により制限があります。

課税課 3579-2101

- ②納税にお困りの方は、徴収の猶予や分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

納税課 3579-2141

(2) 所得税（国税）

所得税法による雑損控除の方法又は災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税を軽減することができます。

また、災害等により財産に相当の損失を受けたときは、申請をすることによって、納税の猶予を受けることができます。

板橋税務署 3962-4151

(3) 都税の減免

被災の程度等により、減免を受けられることがありますので、ご相談ください。減免の対象となる税金は何種類もあり、それぞれ減免を受けられる一定の基準を設けています。

また、納税の猶予が認められることがあります。

*税金の種類により別の問い合わせ先をご案内する場合があります。

板橋都税事務所 3963-2111

2 国民健康保険料・一部負担金の減免

災害により受けた損害の程度により、保険料・一部負担金が減免となる場合がありますので、ご相談ください。

国保年金課 3579-2404、2406

3 後期高齢者医療保険料の減免

災害により受けた損害の程度により、保険料・一部負担金が減免となる場合がありますので、ご相談ください。

後期高齢医療制度課 3579-2327

4 国民年金保険料の納付免除

災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき保険料の納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。

国保年金課 3579-2431

5 介護保険料・利用者負担の減免

被害の程度により、保険料や利用者負担の減免制度の適用対象になりますので、ご相談ください。

介護保険課 3579-2356、2359

6 保育料の減免

被害の程度により、減免制度の適用対象になりますので、ご相談ください。

保育サービス課 3579-2452

7 融資・貸付等

(1) 応急福祉資金の貸付

〔貸付対象〕災害により損壊した住宅又は家財の修繕等に要する費用。

福祉部生活支援課福祉資金係 3579-2353

(2) 産業融資

利子補給の優遇加算の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

産業振興課経済対策係 3579-2172

8 その他

(1) 廃棄物・ごみ処理について（※事業者の方は、産業廃棄物処理業者にご相談ください。） 管轄の清掃事務所ににご相談ください。

板橋東清掃事務所 3969-3721

板橋西清掃事務所 3936-7441

(2) 焼損した建物本体の解体や消臭について

区・消防署で解体工事や消臭を担当する部署はございません。

民間事業者への依頼をお願いいたします。※保険が適用される可能性がありますので、解体工事前に加入されている火災保険会社に必ずご相談ください。

(3) 住宅の相談

① 東京都では、火災等によるり災者への応急措置として都営住宅へ一時的に受け入れを行っています。（り災証明書と住民票をご用意のうえ、り災した日から2週間以内に申し込む必要があります。）

※入居条件は、下記連絡先にお問い合わせください。

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 3498-8894

② 一時的な仮住まいとして宿所提供施設や宿泊所を希望される方は各福祉課へご相談ください。

各福祉課総合相談係：板橋 3579-2322 赤塚 3938-5126 志村 3968-2331

(4) 家屋の消毒相談

床上浸水等で家屋内の消毒方法についてお困りの場合、ご相談ください。

生活衛生課建築物衛生係 3579-2335

※ り災証明書の発行

(1) 火災 被害を受けた場所を管轄する消防署が発行します。

板橋消防署 3964-0119

志村消防署 5398-0119

(2) 地震、風雪水害 区内全域を危機管理部が発行します。

危機管理部 3579-2154

※ 相談窓口が不明等、お困りの場合は、危機管理部にお問い合わせください。

危機管理部 3579-2154